

議案第72号

## 静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部改正について

静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市多目的スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例

静岡市多目的スポーツグラウンド条例（平成16年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		使用料（1利用区分帯につき）		
		備考3の3時間 までごとに区分 した時間帯	備考3の1時間 ごとに区分した 時間帯	備考3の2時間 に区分した時間 帯
アマチュアスポ ーツ又はレクリ エーションに利 用する場合	一般	9,420円	3,140円	6,280円
	生徒等	7,560円	2,520円	5,040円
その他の場合		47,100円	15,700円	31,400円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の静岡市多目的スポーツグラウンド条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンドの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。